

各指定都市市長様
(財政担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

平成 31 年 3 月 29 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 142 号）
- 2 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 143 号）
- 3 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 144 号）
- 4 地方公務員等共済組合法施行令第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 145 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 160 号）

総行福第 147 号
平成 31 年 3 月 29 日

警察庁長官官房長
（給与厚生課扱い）
文部科学省初等中等教育局長
（財務課扱い）

様

総務省自治行政局長
（公印省略）

告示の制定について

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合理事長あて通知したので、参考までに通知します。

地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局及び団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長

} 様

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

平成 31 年 3 月 29 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 142 号）
- 2 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 143 号）
- 3 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 144 号）
- 4 地方公務員等共済組合法施行令第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 145 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 160 号）

各都道府県知事様
(財政担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

平成 31 年 3 月 29 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 142 号）
- 2 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 143 号）
- 3 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 144 号）
- 4 地方公務員等共済組合法施行令第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 145 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 160 号）

総行福第 147 号
平成 31 年 3 月 29 日

地方公務員共済組合連合会理事長 様

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

告示の制定について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事（市町村担当課及び財政担当課）あて通知したので、参考までに通知します。

各 都 道 府 県 知 事 様
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

告示の制定について

平成 31 年 3 月 29 日付け官報において、別添のとおり下記に掲げる告示が定められましたので、通知します。

ついては、貴都道府県内の市町村等（一部事務組合等及び地方独立行政法人を含む。）に対してこの旨周知いただくとともに、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対してその取扱いに遺漏のないようご指導をお願いします。

記

- 1 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 142 号）
- 2 地方公務員等共済組合法施行令附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 143 号）
- 3 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 144 号）
- 4 地方公務員等共済組合法施行令第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 145 号）
- 5 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を改正する件（平成 31 年総務省告示第 160 号）